

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

平成 29 年 12 月 20 日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

記

1. 監査の対象 一般社団法人 村山市観光物産協会
2. 監査の期間 平成 29 年 11 月 21 日から 12 月 20 日
3. 監査の範囲 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月末日までにおける指定管理に係る財務に関する事務及び関連事務事業の執行状況  
(ふるさとふれあい学習館指定管理料／バラ交流館指定管理料)  
平成 28 年度観光業務委託料
4. 監査の方法 今回の監査は、本市が、村山市観光物産協会に対し、上記 3 施設の管理業務として支払った指定管理料及び業務委託料に係る事務が適正に行われているか、また施設管理に係る事業並びに業務委託に関する業務が協定書等に基づき、有効かつ効果的に行われているかどうかという観点から、主に平成 28 年度分について、次の着眼点及び方法により実施した。
5. 監査の主な着眼点
  - ア 当該指定管理料が、目的に沿って適正な使われ方をしているかどうか。また、出納関係帳票の整備、記帳及び会計経理は適正か。領収書等の整備、保存は適切か。
  - イ 実績報告（業務報告）、精算報告は適正か。
  - ウ 所管課において業務報告書の確認は適正に行われているか。
  - エ 所管課から指定管理対象施設への指導監督は適切に行われているか。

6. 監査の実施 関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

- ア 関係職員からの状況の聴き取り
- イ 基本協定書、仕様書等の確認
- ウ 出納関係書類の照合による確認
- エ 現金及び預金の管理状況の確認

## 7. 監査の結果

今回の監査により、次のとおり、一部に注意、改善を要する事項が認められた。については、適切な措置を講じられるとともに、事務処理の適正化に向けて一層の努力をされたい。

また、所管課においては、「村山市公の施設の管理に関する基本協定書」第22条で、「業務実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。」としているが、現状、年度途中での確認を行っていない。

今後は、条文に定められたとおり、適時に確認を行うとともに、適切な指導、助言等を確実に実施されたい。

### ○ 《指摘事項》

- (1) 領収書の添付がなされていないものがある。(1件)
- (2) 旅費支給における内訳の記載がなされていないものがある。(2件)
- (3) 協定書等に基づく義務の履行が適切に行われていない項目がある。

次の事項について、詳細な内容を記載した報告書を作成の上、提出すべきである。

- ① 管理施設の利用状況
- ② 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況
- ③ 自主事業の実施状況に関する事項

### ○ 《注意事項》

- (1) 前回（平成25年11月）の監査において指摘した項目について、改善の措置がなされていないものがある。
- (2) 契約書、請書に契約年月日が記載されていないものがある。
- (3) 不備な請求書にもとづく支払いがある。